11月26日公開

第７回　「書道」が無形文化遺産に

2026年11月５日、「**書道**」が**ユネスコ（国連教育科学文化機関）**の**無形文化遺産**に登録されることが確実となりました。文化庁によれば、ユネスコの評価機関が「書道」について、「無形文化遺産に登録することが適当」との勧告を出したとのことです。

11月30日から12月５日まで中国のアモイで開かれるユネスコの会議で、正式に登録される見込みとなっています。登録されれば、2024年の「伝統的酒造り」に続き、日本で24件目の無形文化遺産となります。

「書道」とは、筆や墨、すずりを使い、伝統的な筆づかいや技法で、漢字や仮名を書く表現のことです。手紙やお正月の書き初め、結婚式やお葬式での記帳など、くらしのさまざまな場面で用いられ、「日本の社会的な慣習となっている」として、政府が登録を申請していました。

中国から漢字が伝わるなかで、６世紀ごろには仏教とともに写経がさかんになりました。平安時代の中ごろには、遣唐使の廃止などにより日本独自の書風が生まれ、和歌の文化がさかえるなかで「かな」の書が発展しました。なお、中国の「書法」は、2009年にすでに登録されています。

無形文化遺産とは、建造物などのように形があるものではなく、祭りやおどりのような、後世に伝えていくべき文化のことです。ユネスコはこうした文化のうち、世界で守っていくべきだと認めたものを「無形文化遺産」として登録しています。

日本では、これまでに能楽・人形浄瑠璃文楽・歌舞伎・和食・和紙などが無形文化遺産に登録されています。

チャレンジ問題

1　無形文化遺産に登録されることになった「書道」で使われるものにあてはまらないものを次から選んで、記号で答えなさい。

ア　筆　　イ　すずり

ウ　絵の具　　エ　墨

2　無形文化遺産に登録されているものとして正しくないものを次から選んで、記号で答えなさい。

ア　能楽　　イ　歌舞伎

ウ　人形浄瑠璃文楽　　エ　落語

3　無形文化遺産を登録する機関を次から選んで、記号で答えなさい。

ア　ユネスコ　　イ　ユニセフ

ウ　ＵＮＨＣＲ　　エ　ＵＮＣＴＡＤ

答え

1　**ウ**

2　**エ**

3　**ア**